

令和4年度ガス小売事業者（特定ガス発生設備）の立入検査実施結果について

関東東北産業保安監督部東北支部 保安課

1. 立入検査の実施について

当支部では、ガス小売事業者（特定ガス発生設備）における法令の遵守状況及び自主保安体制の確立状況等を確認するため、毎年度、ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査を実施しています。

立入検査対象事業者の選定は、次により行っています。

- (1) 前回検査から5年以上検査を実施していない事業者
- (2) 検査未実施地点群が多数の事業者
- (3) その他、保安上必要と認められる事業者

2. 立入検査の内容について

立入検査では、主に以下の項目について確認しています。

- (1) 技術基準の適合状況
- (2) 保安規程の遵守状況
- (3) 保安業務規程の遵守状況
- (4) ガス主任技術者の選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況
- (5) 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況
- (6) 消費機器の周知及び調査の実施状況
- (7) その他ガス事業法の保安に関する規定の遵守状況

3. 立入検査の結果について

令和4年度は、特定製造所の維持管理状況、他工事の把握及び対応状況、導管埋設図の整備状況、経年管対策の実施状況、保安教育の実施状況、消費機器の周知及び調査の実施状況、災害時の通報・対応体制の整備状況を重点確認項目とし、27事業者に対して立入検査を実施しました。

立入検査の結果、文書により改善を求めた指導事項は17件（4事業者）ありましたが、これらについては、後日提出された改善報告書により改善状況を確認しました。

文書により改善を求めた指導事項は次のとおりです。

4. 令和4年度ガス小売事業者（特定ガス発生設備）に対する改善指導事項

① 技術基準の適合状況（1件）

- 特定製造所と第2種保安物件までの離隔距離が不足している（1件）

② 保安規程の遵守状況（9件）

- 6ヶ月に1回以上の頻度で実施する導管の巡視点検が、適切に実施されていない（2件）
- 条項のずれ及び平成29年の法改正後の内容が規定されていない（2件）
- 定期自主検査の実施頻度等が定められていない（2件）
- 第3条による保安管理組織図（別表第1）が、現状の社内組織と相違している（1件）
- ガス工作物の検査記録が作成されていない（1件）
- 保安規程に基づく保安に係る教育及び訓練の年間計画が適切に作成されていない（1件）

③ 保安業務規程の遵守状況（1件）

- 保安業務規程に基づく保安に係る教育及び訓練の年間計画が適切に作成されていない（1件）

④ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況（2件）

- 定期自主検査が実施されていない（2件）

⑤ その他ガス事業法の保安に関する規定の遵守状況（4件）

- 定期報告の提出期限が遵守されていない（4件）